

## 第9回大空町農業委員会総会議事録

平成30年2月27日第9回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸	5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之	8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸
11番 渡邊 恵二	13番 井上 良幸	14番 田中 悟
15番 田中 秀雄	16番 齊藤 貞利	17番 赤石 昌志
18番 岩原 秀嗣	19番 佐藤 廣治	20番 渡辺 誠
21番 石田 敦	22番 福田 重幸	23番 岡本 シゲ子
24番 遠藤 哲也	25番 長谷川 伸一	26番 永倉 誠二
27番 山神 正信		

#### (2) 欠席者

10番 早川 敏幸	12番 伊藤 博幸
-----------	-----------

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 作田 勝弥	主査 渡邊 豪	主事 安念 真人
------------	---------	----------

第9回大空町農業委員会総会議事録

午後1時29分

作田局長	<p>それではご案内の時間より若干早いですが皆さんお揃いになりましたので、ただ今から大空町農業委員会第9回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん御苦労さまでございます。</p> <p>早いもので2月もあと2日で終わるわけで、まだまだ寒い日は続くわけなんですけども、日中になりますとプラスになりまして、少しずつ舗装の上は雪が融けて、水たまりもできるような状況になっております。それでもまだまだ、春はまだ遠いのかなと思っております。</p> <p>作業の方も、まもなくたぶんビートの活動が始まるかと思えます。玉葱も既に始まっているように聞いております。最初の仕事ですので、体を少しずつ慣れさせて怪我の無いよう作業を進めて頂きたいと思えます。</p> <p>また、先月でありますけれども各研修、2月7日には年金協議会の代議員の研修等が網走でございました。自分はちょっと参加できませんでした。</p> <p>2月の15日は、議会議員またJAの役員と農業委員の合同学習会が湖南荘で行われました。大変お忙しい中、皆さんには御出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>この後第9回の総会がございまして、簡単であります但し御審議をいただけますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それではこの際活動状況報告を行います。事務局長。</p>
作田局長	<p>1月30日開催の第8回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により御説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただいまより第9回農業委員会総会を開催いたします。</p>

<p>作田局長</p>	<p>直ちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、24名であります。早川委員と伊藤委員から欠席の旨の連絡がありました。また、渡邊恵二委員より遅参する旨の連絡がありました。「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計33件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、15番田中秀雄委員、16番齊藤委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
<p>渡邊主査</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年2月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、新規に農地を贈与する案件です。図面については、1ページに掲載しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>

山神会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 2 番から 3 番について、関連がありますので一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番から 3 番説明朗読】</b> この件につきましては、農地を交換し、お互いに贈与する案件です。図面については 2 ページ、3 ページに掲載しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
山神会長	この件について第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
山神会長	これより所有権移転関係 2 番から 3 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の所有権移転関係 2 番から 3 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に所有権移転関係4番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第1号所有権移転関係4番説明朗読】</p> <p>すみません、年齢を訂正させていただきたいと思います。88と書いてありますが75歳の誤りです。訂正させていただきます。よろしくお願ひ致します。</p> <p>この件につきましては、親子間の贈与案件です。そのため図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願ひします。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	この件について第5地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまふ。以上です。
山神会長	これより所有権移転関係4番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。これより議案第1号の所有権移転関係4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。

渡邊主査	<p><b>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、賃貸借からの移行となります。議案書6ページの所有権移転関係1番において売買の案件がありますが、こちらも賃貸借からの移行となります。一部分を売却し、一部分を使用貸借の権利設定をするものです。そのため、図面は省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第1号利用権設定関係2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、個人経営から法人経営への移行とし、農地を法人に貸付ける案件です。そのため、図面は省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>

山神会長	この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。  (〇〇委員 退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年2月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 <b>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</b> この件につきましては、昨年1月総会において、農地法第5条の許可議決をいただいているところですが、対象とする面積の増大と内

	<p>容の変更がありましたので、再度申請のあったものです。</p> <p>第1地区農業委員さんにより、2月19日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。図面につきましては4ページ、5ページに掲載しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第1地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては2月19日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩とします。</p>
	<p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>



渡邊主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成30年2月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、賃貸借からの移行となります。第1地区農業委員により、2月19日にあっせん会が開催されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。そのため、図面を省略しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、42.3ha。労働力は2人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。第1地区農業委員により2月19日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>ちょっとすみません。</p>
山神会長	<p>はい、委員。</p>
委員長	<p>面積の確認だったんですけどね、先程の面積、議案第1号でいくと52町5反なにがしなんですけども、2番の面積って42町3反なんですがこの面積の違い、どちらがそうなのちょっと説明お願いします。</p>
委員長	<p>面積の違い。</p>
渡邊主査	<p>議案3ページの利用権設定関係の1番の部分と今回の所有権移転関係の1番の面積が違うところについて。</p>

委員長	はい。
渡邊主査	使用貸借の議案書3ページの方につきましては、大半が畑でなくて山林の部分に、この2,043平米ほど畑があるような状況でございます。今回、議案第3号の所有権移転関係は全て畑ということで、土地の所有者が山林部分については、売らないというような話に。
委員長 渡邊主査	本人の経営面積だよ。 本人の経営面積。
委員長	うん、〇〇さんの52町5反なんぼと42町3反のどちらが。
渡邊主査	あっ、すみません、ちょっと確認を。
山神会長	少々お待ちください。 暫時休憩とします。
山神会長	それでは会議を再開いたします。事務局より説明願います。
渡邊主査	はい。 すみません、経営面積なんですけども、52万5,936の誤りでございます。議案第1号に記載している方が正しい数字でございます。 そのため、議案第1号の所有権移転関係1番に記載している方が正しい状況でございます。利用権設定関係1番の42万3,024については52万5,936に御訂正いただければと思います。よろしくお願いたします。
山神会長	よろしいですか。
委員長	はい。
山神会長	その他、所有権移転関係1番についてご質疑ありますか。
委員	(無しの声)
山神会長	なければこれにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の所有権移転関係1番について採決します。本

	案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に所有権移転関係 2 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第 3 号所有権移転関係 2 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、賃貸借からの移行となります。第 1 地区農業委員により、2 月 1 9 日にあっせん会が開催されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。そのため、図面を省略しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、31.7ha。労働力は 3 人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	この件について第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。第 1 地区農業委員により 2 月 1 9 日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号の所有権移転関係 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 1 番から 2 番について貸主が同一ですので、一

	<p>括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号利用権設定関係1番から2番説明朗読】</b> 全件更新の案件です。そのため図面を料略しております。 また、この件以降、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 1番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め26.6ha。労働力は2人です。 2番の借主の経営面積は、議案第1号(1)1番で説明したとおりです。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番から2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係1番から2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番から4番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号利用権設定関係3番から4番説明朗読】</b> 3番の借主の経営面積は、議案第1号(1)1番で説明したとおりです。 4番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め33.8ha。労働力は2人です。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係3番から4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係3番から4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係5番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号利用権設定関係5番説明朗読】</b></p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係5番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係6番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号利用権設定関係6番説明朗読】</b></p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、48.7haです。</p> <p>以上です。</p>

山神会長	これより利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 6 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。  (〇〇委員 着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 7 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 3 号利用権設定関係 7 番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、39.9ha。労働力は 3 人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 7 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 7 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 8 番から 10 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。

渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係8番から10番説明朗読】</p> <p>8番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、26.0ha。労働力は2人です。</p> <p>9番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、27.6ha。労働力は2人です。</p> <p>10番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、18.2ha。労働力は2人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係8番から10番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係8番から10番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係11番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係11番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、27.9ha。労働力は4人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係11番について質疑に入ります。

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係11番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員 着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係12番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第3号利用権設定関係12番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、32.4ha。労働力は4人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係12番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係12番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係13番から15番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第3号利用権設定関係13番から15番説明朗読】</b>



	<p>13 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、17.4ha。労働力は 2 人です。</p> <p>14 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、18.2ha。労働力は 3 人です。</p> <p>15 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、29.5ha。労働力は 3 人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 3 番から 1 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号の利用権設定関係 1 3 番から 1 5 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 1 6 番から 1 8 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 1 6 番から 1 8 番説明朗読】</b></p> <p>1 3 番から 1 5 番で説明したとおりです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 6 番から 1 8 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号の利用権設定関係 1 6 番から 1 8 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係19番から20番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号利用権設定関係19番から20番説明朗読】</b></p> <p>19番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、33.2ha。労働力は2人です。</p> <p>20番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、38.4ha。労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係19番から20番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係19番から20番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係21番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号利用権設定関係21番説明朗読】</b></p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、31.1ha。労働力は1人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係21番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係21番について採決します。</p>

	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 2 2 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 2 2 番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、19.3ha。労働力は 4 人です。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 2 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 2 3 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 2 3 番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、27.1ha。労働力は 3 人です。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 2 3 番について採決します。</p>

	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 2 4 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 2 4 番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、24.8ha。労働力は 4 人です。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 4 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 2 4 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第 1 号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第 1 号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第 1 8 条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成 3 0 年 2 月 2 7 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 <b>【報告第 1 号説明朗読】</b></p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>

山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時27分)</p>
------	---

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_